第24回 法人会全国大会（新潟大会）開催される!!

恒例の全法連主催による法人会全国大会が新潟県新潟市で開催されました。会場には全国各都道府県の単位会代表が1,930名参加致しました。本年も昨年に引き続き、より多くの会員の方々に税制に関する基本スタンスや提言内容を周知するため、式典内において税制改正に関する提言の主旨説明等を実施致しました。大会の第１部は記念講演、東洋大学経済学部教授松原聡氏により「日本経済活性化の切り札を探る」の演題で行われました。第２部は式典を行いました。

はじめに

日本経済は、現在まで、回復基調にある。各種経済指標から判断すると、今回の回復局面は長さでは戦後最長と言われるが、全般的に回復の実感に乏しい。その理由として、多くの中小企業が景気回復の恩恵を受けずに依然、厳しい状況下に置かれていること、さらには景気回復に地域間の格差があることなどが挙げられる。

一方、わが国の財政赤字は先進国中最悪の状態にあり、歳入・歳出の抜本的な改革が避けられない最重要課題となっている。これに加えて、先進国に類例のない少子高齢社会の到来で、老齢人口が増える反面、勤労者世代人口が減っていくため、社会保障費等の各種公的サービスを支える勤労者世代の負担は、現行制度を維持する限り、増大せざるを得ない状況にある。

こうした閉塞状況を打破するためには、国および地方自治体が「聖域なき財政改革」を断行するとともに社会保障制度改革を行い、国民の将来に対する不安を払拭させ、信頼回復に努めることが緊急の課題となっている。

当然、税制面においても、経済社会の構造変化に対応したあるべき姿を再構築しなくてはいけない。21世紀の日本経済は、国民の貯蓄率の低下等の要因から経済成長の低下が危ぐされている。そのための解消策として、日本経済に元気を取り戻すための、経済活性化に資する税制、中小企業者等努力したものが報われる税制の確立が不可欠である。さらに、国民の理解を得るとの観点から、分かりやすく、透明性の高い税制の実現も必要となるだろう。以上、わが国経済社会の活力を維持、向上させるとの観点から会員の総意として平成20年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

税制改正に関する要望

「総論」では、行財政・税制改革に関する基本方針として、

１．経済社会の今後のあるべき姿
２．行財政改革の推進と歳出削減
３．社会保障制度・国民負担のあり方
４．国と地方のあり方
５．税制改革のあり方
６．租税教育の充実

の６つの諸改革の断行を提言した。

「各論」では法人会が求める当面の改正事項、法人税制では、

１．法人税基本税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの39.54％となっている。近年欧州諸国等では税率の引き下げが行われている。日本企業の国際競争力確保の観点からも法人税の基本税率について地方税を含め、より一層の引き下げを求める。これと並行して、租税特別措置の整理など課税ベースの拡大も必要である。

２．中小企業軽減率の引き下げ

中小企業に適用される軽減税率については、その適用所得が昭和56年以来800万円に据え置かれている。また、基本税率との格差も縮小してきている。そこで、軽減税率を22％から20％程度へ引き下げ、適用課税所得金額を1,500万円程度へ引き上げるべきである。

３．減価償却制度の見直し

建物、機械装置等の減価償却制度は、技術革新等の加速化や欧米の償却制度を参考に見直す必要がある。具体的には耐用年数の短縮、資産区分の簡素化について、先進国並みに見直すことを求める。

４．特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この課税制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度改正で適用除外基準である基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。

しかし、その内容は、法人税・所得税という税制の根幹にかかわる重要な問題に抵触しており、中小企業経営者の理解を得ることは難しい。さらに要件操作によって、課税対象から外れることも可能であり、中小企業間で新たな不公平が生じている。申告手続きも複雑となり、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由から、この制度については廃止を求める。

５．非営利法人課税

公益法人制度改革は、平成20年度から新制度が施行される。今回の制度改正に伴い、一般的な非営利法人制度のほか、社会貢献性を持つ法人に対しては、厳格な基準のもと公益法人の認定制度が創設され、税制上の優遇措置が講じられる。税制面でもさまざまな改正が予想されるが、当面、非営利法人課税については、収益事業から生じる利益を公益事業に支出する「みなし寄附金」の損金算入限度額（所得金額の20％相当額）の大幅な拡大を求める。

６．寄附金

民間の非営利活動への関心が高まっている。今

回の公益法人の制度改革に関連し、新たに公益法人に認定された法人等への寄附金について限度額の引き上げ等を求める。

７．役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更に伴い税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与については、同族会社は対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

８．同族会社の留保金課税

平成19年度改正で中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、課税制度そのものは存続しているので、引き続き廃止を求める。

９．交際費課税

交際費課税については、創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。そこで、現行の損金算入限度額の引き上げ、資本金の規模にかかわらず一定の損金算入措置を認めることを求める。

10．電子申告

国税庁が平成16年６月からはじめた国税電子申告（e-Tax）の利用率が低迷している。平成19年度改正では、個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度（税額控除5,000円）が創設された。さらに一層の利用促進に向けて、地方税の電子申告との一体化、法人に対する税額控除の創設、個人の税額控除の増額等を検討すべきである。

11．その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を望む。配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

以上が要望として取り上げられ、ほか

◆個人所得税制について
◆事業継承税制について
◆消費税制について
◆地方税制の見直しについて
◆環境税制について

等々が全国115万社会員の総意として採択され、政府・国会・関係諸官庁へと陳情される。法人会の要望がひとつでも多く実現するよう期待されるところである。

税制改正に関するスローガン

1．待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
2．厳しい経営環境を打破するためにも、中小企業に配慮した税制を！
3．わが国企業の国際競争力確保のためにも法人税率の引き下げを！
4．所得課税は住民税を含めて見直し、簡素な税制を！
5．地域の活性化・雇用確保に資するためにも、事業承継税制の確立を！
6．消費税を引き上げる前に、行財政改革の徹底と歳出の見直しを！
7．固定資産税の課税方式を抜本的に見直し税負担の適正化を！
8．少子化対策は重要な課題、税制も含め総合的な施策を！